

品川区同和対策事業助成金交付要綱

制定 昭和49年3月11日 区長決定

昭和60年4月1日 一部改正

令和 2年5月22日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の趣旨にのっとり、部落解放運動を自主的に行う団体（以下「団体」という。）に対し、助成金を交付することにより、同和対策事業の促進と同和問題の解決をはかることを目的とする。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象事業は、区長が必要かつ、適当と認めた事業とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、事業計画および収支予算書を添付のうえ、品川区同和対策事業助成金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、品川区同和対策事業助成金交付決定書（第2号様式）により団体に通知するものとする。

(請求書の提出)

第6条 団体は、前条の規定により決定通知を受けたときは、14日以内に、品川区同和対策事業助成金請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(帳簿の整備等)

第7条 団体は、助成金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に、明確にしておかなければならない。

(検査、報告)

第8条 区長が、助成対象事業の執行状況および経理について検査、または、報告を求めたときは、団体は、これに応じなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 区長は、助成金の決定通知を受けた団体が、次の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他の不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容または、これに付した条件に違反したとき。

(返還命令)

第10条 区長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関して、すでに助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第11条 団体は、会計年度終了後、すみやかに品川区同和対策事業実績報告書(第4号様式)に、収支決算書を添付して区長に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和49年3月11日より適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日より適用する。

この要綱は、令和2年5月22日より適用する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長 ○○○ ○○○ 様

住所

団体名

代表者○○○ ○○○

品川区同和对策事業助成金交付申請書

品川区同和对策事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

助成金交付申請額 金○○○,○○○円

以 上

(第2号様式)

品 総 啓 収 第 号
〇〇 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇 様

品川区長 〇〇 〇〇

品川区同和対策事業助成金交付決定書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区同和対策事業に対する助成金
については、下記のとおり決定する。

記

交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇円也

ただし、〇〇〇〇〇〇〇費 ￥〇〇〇, 〇〇〇円

〇〇〇〇〇〇〇費 ￥〇〇〇, 〇〇〇円

以 上

(第3号様式)

年 月 日

品川区長 ○○○ ○○○ 様

住所

団体名

代表者○○○ ○○○

品川区同和対策事業助成金請求書

年 月 日付、品総啓収第 号をもって交付決定のありました品川区同和
対策事業助成金について、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 金○○○, ○○○円

ただし、○○○○○○○費 ￥○○○, ○○○円

○○○○○○○費 ￥○○○, ○○○円

以 上

(第4号様式)

年 月 日

品川区長 ○○○ ○○○ 様

住所

団体名

代表者○○○ ○○○

品川区同和对策事業助成金実績報告書

品川区同和对策事業助成金について、別紙のとおり実績報告書等を提出致します。

以 上